関東信越厚生局新潟事務所に届出した施設基準

届出事項	点数（金額）	内　　容
入院基本料		
一般病棟入院基本料 （急性期一般入院料6）	入院１日につき　1,523点	各勤務時間帯を平均して入院患者様10人に対して１人以上の割合の看護師を配置しています。 病棟において、入院患者様の重症度、医療・看護必要度の測定を行なっています。
90日超入院患者に対する療養病棟入院基本料1の算定		90日を超えて入院する患者様には、療養病棟と同等の入院料を算定しています。
特定入院料		
地域包括ケア入院医療管理料１	入院１日につき　2,955点 41日以上　2,807点	急性期治療を経過した患者様等に対して、リハビリや在宅復帰支援等を行っています。
看護職員配置加算	入院１日につき　150点	定められた基準以上の看護職員の配置を行っています。
入院基本料等加算		
救急医療管理加算	［1］1050点［2］420点	休日又は夜間において、救急医療を提供する日を行政、医療関係機関等にあらかじめ周知して実施しています。(入院した日から起算して7日を限度)
診療録管理体制加算２	30点	診療録管理体制を整え、患者さんに対し診療情報を提供しています。(入院初日のみ算定)
機能強化加算	80点	外来医療における適切な役割分担を図り、より的確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものです。
医師事務作業補助体制加算１ (20対１)	855点	病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制を整えており、医師事務作業補助者を配置しています。(入院初日のみ算定)
急性期看護補助体制加算25対１ (看護補助者5割未満)	入院１日につき　220点	医師、看護職員の負担軽減及び処遇改善を図るための看護業務の補助の体制を整えています。
急性期看護補助体制充実加算	［1］20点［2］5点	看護職員の負担軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制を整えています。
電子的診療情報連携体制加算2	80点	電子資格確認により取得した診療情報を診療に活用できる体制を持っています。（入院初日のみ算定）
感染対策向上加算２	175点	院内感染防止対策を実施したうえで、感染制御チームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止などを行っています。(入院中１回)
感染対策向上加算２（連携強化加算）	30点	感染症対策に関する医療機関間での連携を行っています。
感染対策向上加算２（サーベイランス強化加算）	3点	感染防止対策に資する情報の提供体制についての取組を行っています。
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	87点	後発医薬品の使用を積極的に行っています。(入院初日のみ算定)
病棟薬剤業務実施加算２	120点	薬剤師が病棟で、病院勤務医の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上のための業務を実施しています。（週１回算定）
データ提出加算２	225点	診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出しています。(入院中１回)
データ提出加算４	225点	診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出しています。(入院期間が90日を超えるごと)
入退院支援加算１（総合機能評価加算）	一般病棟入院基本料　700点 地域包括ケア病棟入院料　1000点 総合機能評価加算　50点	患者様の日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的に評価を行ったうえで、入退院支援を行っています。（総合的評価を行った場合に退院時1回算定）
認知症ケア加算２	14日以内の期間　115点 15日以上の期間　31点	認知症の患者様に対し、認知症症状の悪化の予防や、身体疾患の治療の円滑化を目的として、病棟の看護師や専門知識を有する多職種が適切に対応します。
せん妄ハイリスク患者ケア加算	100点	全ての入院患者様に対してせん妄のリスク因子の確認を行い、ハイリスク患者様に対するせん妄対策を行っています。（入院中１回）

特掲診療料		
がん性疼痛緩和指導管理料	200点	WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方しています。(月１回)
二次性骨折予防継続管理料２	750点	骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行っています。（入院中１回）
二次性骨折予防継続管理料３	500点	骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折患者に対して早期から継続して必要な治療を実施しています。（月１回）
救急外来医学管理料	600点	初期診療の実施にあたり十分な人員、設備を整え、救急診療を24時間提供できる体制を確保しています。
糖尿病透析予防指導管理料	350点	糖尿病治療で通院される患者様に、透析予防のために必要な指導を行っています。(月１回)
外来リハビリテーション診療料	74点 111点	医師によるリハビリテーションに関する包括的な診察を行っています。
がん治療連携指導料	300点	がん治療連携拠点病院等を中心に策定した地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関が、連携してがん患者に切れ目のない医療を提供します。
薬剤管理指導料	特に安全管理が必要な医薬品 380点	薬剤師により患者様ごとの薬学的管理および服薬指導、服薬支援、その他薬学的管理指導を行っています。
在宅療養支援病院３		医師または看護師が、患者さんやご家族と24時間連絡が取れる体制を整えたり、患者さんの求めに応じて24時間往診の可能な体制を維持します。
在宅時医学総合管理料	月2回以上訪問　3,685点 月1回訪問　2,285点	在宅での療養を行っている通院困難な患者様に対して、個別に総合的な在宅療養計画を作成し、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行っています。（月1回）
施設入居時等医学総合管理料	月2回以上訪問　2,585点 月1回訪問　1,625点	定められた施設において療養を行っている通院困難な患者様に対して、個別に総合的な在宅療養計画を作成し、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行っています。（月1回）
検体検査管理加算（Ⅱ）	月1回 100点（入院）	院内において検体検査管理を行う体制が整備されています。
時間内歩行試験 シャトルウォーキングテスト	200点	在宅酸素療法を実施中又は導入を検討している患者様に対し運動試験を実施し、患者様の運動耐容能等の評価と治療方針の決定を行います。(年４回限度)
コンタクトレンズ検査料１	200点	コンタクトレンズの装用を目的に受診された患者様に対して眼科学的検査を行っています。
遠隔画像診断	235点	医療機関からＸ線、ＣＴなどのデジタル画像を、専門医に電送して診断を行う体制を構築しています。
CT撮影	900点	16列以上64列未満のマルチスライスCTを有しています。
無菌製剤処理料	無菌製剤処理料1　180点又は45点 無菌製剤処理料2　40点	常勤の薬剤師により、クリーンベンチ、安全キャビネット等の無菌環境において製剤処理を行っています。（１日につき）
脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅲ）	１単位　100点	専用訓練施設において、理学療法士及び作業療法士が各種訓練を行っています。
廃用症候群ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅲ）	１単位　77点	
運動器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅱ）	１単位　170点	
呼吸器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料（Ⅰ）	１単位　175点	
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ初期加算	１単位　45点	疾患の発症等の後、より早期からのﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施しています。（発症等から14日以内）
胃瘻造設術		胃瘻を造る手術について、届出を行っています。
医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術		全ての手術について、内容を文書により交付し説明を行っています。また、難易度が高い手術を実施する体制を整備しています。
輸血管理料(Ⅱ)	121点	輸血療法の安全かつ適切な実施を推進し、輸血管理体制を構築をしています。
輸血適正使用加算	60点	国の定める基準に従い輸血製剤を適正に使用しています。
ベースアップ評価料	外来・在宅　17点又は4点 入院評価料４７　47点	医療従事者の人材確保等に向けた特例的な取組です。原則、全てベースアップに充てられます。
食事療養費		
入院時食事療養費（Ⅰ） 特別食加算	１食につき　730円 １食につき　76円	管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。